

令和5年 中間市農業委員会総会（2月）議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金） 14時00分開始
14時19分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 3名
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名
平川事務局長 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）
議案第5号 農地改良届の承認について

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのおようですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数全員が出席しております。よって、令和5年2月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。今回の報告事項はございませんので議決事項について議案といたします。議案4号はA委員に関する議案も含まれておりますので退席をお願いいたします。それでは「議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料の1ページ目をお開きください。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(利用権設定)」です。こちらは、使用貸借権設定となっております。今回2件申請がなされましたのでご説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字五楽。面積1,021㎡。貸付人。中間市大字垣生。借受人。中間市大字垣生。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、2ページ目に載せております。

2件目、農地の所在地中間市大字垣生字五楽。面積291㎡。貸付人。中間市大字垣生。借受人。中間市大字垣生。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、3ページ目に載せております。今回農地法3条の申請につきましては、農地法第3条第2項の調査書で全て該当しない場合が許可できます。ではそれぞれ農地法第3条調査書を説明します。

資料4ページ目をお開きください。1件目、農地法第3条調査書、譲受人、譲渡人。

第2項第1号(全部効率利用)、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号(農地所有適格化法人以外の法人)、譲受人は農地所有適格化法人であるため該当いたしません。

第2項第3号(信託)、譲受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号(農作業常時従事)、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号(下限面積)、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号(転貸禁止)、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、大豆等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である貞末委員、地元推進委員である田中委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。

続きまして資料5ページ目をお開きください。2件目、農地法第3条調査書、譲受人、譲渡人。

第2項第1号(全部効率利用)、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業

に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格化法人以外の法人）、譲受人は法人でないため該当いたしません。

第2項第3号（信託）、譲受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号（下限面積）、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号（転貸禁止）、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号（地域調和）、申請地では、水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である貞末委員、地元推進委員である田中委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。

説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。本件について賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。これで議案第4号を終わります。A委員の入室をお願いいたします。

次に、「議案第5号農地改良届の承認について」議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料8ページ目をお開きください。

「議案第5号農地改良届の承認について」説明いたします。届出人。住所中間市下大隈。農地の所在下大隈字尾尻。地目田。面積281㎡。改良計画施工期間令和5年2月17日から令和5年3月30日までとし、盛土高40cm入れて畑に変更希望で申請が出されております。農地での作付けは、果汁のみかん、ももの予定であります。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、9ページ目に載せております。

説明は以上です。

柴田議長：事務局からの説明がありました。本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
全員賛成のため、原案のとおり承認されました。
これで、議案第5号を終わります。
続きまして「その他について」を議題と致します。事務局ありませんか。

事務局：その他について

①講演会の案内について

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。
次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、井上委員を指名致します。
以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

井上 俊子

白橋 宏